

国分寺市役所ゼロカーボン行動計画

(第五次国分寺市地球温暖化防止行動計画 (市役所版))



令和6年3月
国分寺市

目次

第1章 計画策定の背景

1-1 深刻化する地球温暖化の影響.....	1
1-2 地球温暖化対策に関する動向	2

第2章 第四次計画の進捗状況

2-1 市の事務・事業における温室効果ガス排出状況.....	4
2-2 温室効果ガスの排出削減等のための取組の進捗状況.....	7

第3章 計画の基本的事項

3-1 計画の目的.....	9
3-2 計画の位置付け.....	9
3-3 対象とする活動	10
3-4 対象とする温室効果ガス.....	10
3-5 計画期間	10
3-6 計画策定の視点.....	11

第4章 計画の目標

4-1 削減目標.....	12
---------------	----

第5章 温室効果ガスの排出削減等のための取組

5-1 施策	14
5-2 具体的な取組.....	15

第6章 計画の推進

6-1 庁内の推進体制	20
6-2 実施状況の点検体制	20
6-3 取組の公表	20

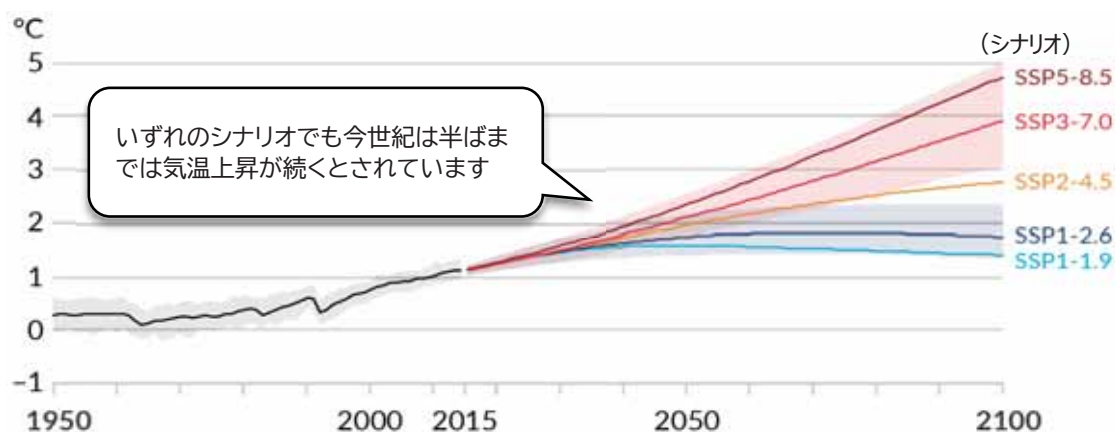
第1章 計画策定の背景

1-1 深刻化する地球温暖化の影響

近年、世界中で熱波、大雨、干ばつなどの異常気象による大規模な自然災害が多発しています。日本国内でも、記録的な猛暑や大型台風、集中豪雨による自然災害などが発生し、各地に甚大な被害をもたらしています。これらの要因の一つは、地球温暖化にあるといわれています。

2021(令和3)年8月に公表された、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による第6次評価報告書第1作業部会報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

同報告書では、世界の平均気温は少なくとも今世紀半ばまで上昇が続くと予測されており、地球温暖化が進行すると、これまで平均して10年～50年に1回程度発生していたような極端現象(高温、大雨等)の頻度や強度が大きくなると予測されています。また、向こう数十年の間に温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、気温上昇は21世紀中に+1.5℃及び+2℃を超えるとも指摘しています。



(資料)環境省編「令和4年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」を基に作成

図 1-1 1850～1900 年を基準とした世界平均気温の変化

【参考】 上昇し続ける年平均気温

長期的な気温の変化を見ると、CO₂濃度の上昇に伴い、世界の年平均気温は、100年当たり0.74℃の割合で上昇しています。日本においても、年平均気温は100年当たり1.30℃の割合で上昇しています。

東京(東京管区気象台(千代田区))では、都市化によるヒートアイランド現象の影響もあり、100年当たり約2.6℃上昇しています。また、国分寺市周辺(府中観測所)においても、近年の気温は上昇傾向が見られます。

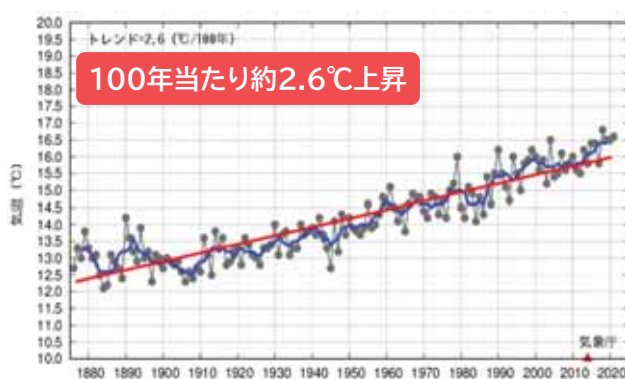


図 東京の年平均気温の推移

(資料)東京管区気象台 HP「東京都の気候変化」を基に作成

1-2 地球温暖化対策に関する動向

(1)地球温暖化対策に関する国際的な動向

2015(平成27)年に開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21, フランス・パリ)では、2020(令和2)年以降の温室効果ガス排出削減などを進めるための新たな国際的な枠組みとして「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、そして、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが目標とされています。



写真:パリ協定の採択
出典:United Nations Framework Convention on Climate Change

2021年にイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26では、「グラスゴー気候合意」が採択され、初めて国際社会がパリ協定の「1.5℃目標」に足並みを揃え、2050(令和32)年カーボンニュートラルに挑むことが強調されました。また、2023(令和5)年に日本・広島で開催された第49回先進国首脳国会議(G7広島サミット)では、世界全体の温室効果ガスを2030(令和12)年までに2019(令和元)年比43%、2035(令和17)年までに同60%削減する必要があることが確認されました。

そして、同年アラブ首長国連邦・ドバイで開催されたCOP28では、COPとしては初めて化石燃料からの脱却に向けたロードマップが承認され、この10年で行動を加速させるという内容が、採択された合意文書で明示されました。

このように、国際的に地球温暖化、気候変動への強い危機感が共有され、その対策の議論については急速に進展しています。

(2)地球温暖化対策に関する国内の動向

このような国際的な動向を受け、2020年10月、当時の菅内閣総理大臣は、所信表明演説で、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラルを目指す」ことを宣言しました。翌2021年4月には、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013(平成25)年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。また、2021年6月には地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下、「地球温暖化対策推進法」という。)の改正が公布され、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念として法律に位置付けられる等、地球温暖化対策の重要性が一層高まっています。

また、2021年6月には、カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を策定し、地球温暖化への対応を経済成長の制約やコストとせず、成長への機会と捉え、「経済と環境の好循環」を生み出す産業政策を行っていくことを示しています。

東京都では、2019年12月に「ゼロエミッション東京戦略」を公表し、2050年に目指すべき姿や今後、実行すべき具体的取組・ロードマップを明示し、様々な政策をスタートさ



出典:東京都「ゼロエミッション東京戦略2020 Update&Report」(令和3年3月)

せました。

また、2021年1月には、東京都内の温室効果ガス排出量を2030年までに2000(平成12)年比で50%削減する「カーボンハーフ」を表明しました。さらには、2022(令和4)年2月には「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速-Fast Forward to “Carbon Half”-」を公表し、全国初の新築建築物を対象とした太陽光発電の設置義務化制度の創設を行うなど、「ゼロエミッション東京戦略」をアップデートし、目標達成に向けた取組を加速させています。

(3)市のこれまでの地球温暖化対策の取組

これまで市では、地球温暖化対策推進法に基づき、2005(平成17)年度に、国分寺市役所の取り組む計画として、「国分寺市地球温暖化防止行動計画」(以下、「地球温暖化防止行動計画」という。)を策定し、公共施設の省エネルギー化の推進、ノーカーデーの実施、グリーン購入の推進、節電行動等に取り組んできました。

2011(平成23)年度には、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)に基づき、「国分寺市電力の調達に係る環境配慮方針」を定め、環境に配慮した電力調達契約の締結を行っています。

さらに、深刻化する地球温暖化を背景に、令和4年第1回市議会定例会における令和4年度施政方針の中で、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」として、脱炭素社会を目指すことを表明しました。この実現に向け、2023年度には、国分寺市全域を対象とした「国分寺市ゼロカーボン行動計画～オール国分寺で取り組む脱炭素社会～」(以下、「ゼロカーボン行動計画」という。)を策定しました。

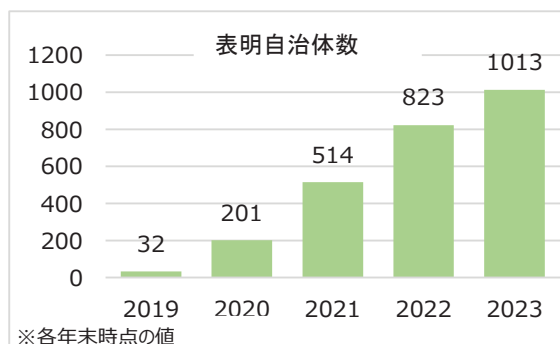
また、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進することにより、地域の課題解決と更なる地域の魅力創出、地域の一層の発展につなげるグリーントランスフォーメーション(以下、「GX」という。)の推進を掲げ、取組を推進しています。



市長による
ゼロカーボンシティ表明

【参考】ゼロカーボンシティを表明する自治体の増加

- 地球温暖化対策推進法では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとしてされています。
- 昨今、脱炭素社会の実現に向けて、2050年温室効果ガス排出実質ゼロ^{※1}に取り組むことを表明した地方公共団体が増えています。
- ゼロカーボンシティを表明している自治体数は、全国で1,013団体、東京都内では47団体となっています(2023年12月末現在^{※2})。



※1 「排出実質ゼロ」とは、二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することを意味します。

※2 環境省HP「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」より、2023年12月28日時点公表値を集計したものです。

第2章 第四次計画の進捗状況

2019年度から2023年度を計画期間とした、第四次地球温暖化防止行動計画(以下、「第四次計画」という。)の進捗状況は、以下のとおりです。

2-1 市の事務・事業における温室効果ガス排出状況

(1)第四次計画の目標達成状況

① 現行計画における温室効果ガス排出削減目標

区分	目標年度	目標
温室効果ガス	2023年度	16.7%削減 (2013年度比)
	2030年度	40%削減 (2013年度比)

② 温室効果ガス排出量の推移

2022年度の温室効果ガス排出量の実績は、約6,605t-CO₂となり、2013年度比4.9%削減にとどまっています。第四次計画における、2023年度の目標を達成するには、更に約818t-CO₂、2030年度の目標達成のためには、約2,437t-CO₂の削減が必要です。

また、2022年度においては、温室効果ガス排出量の99.9%以上を二酸化炭素が占めています。

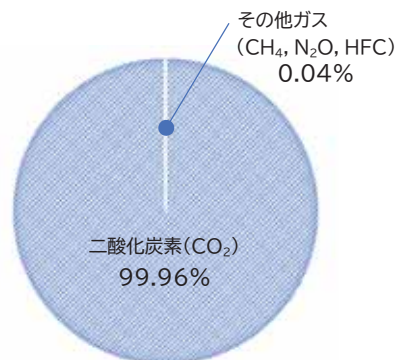
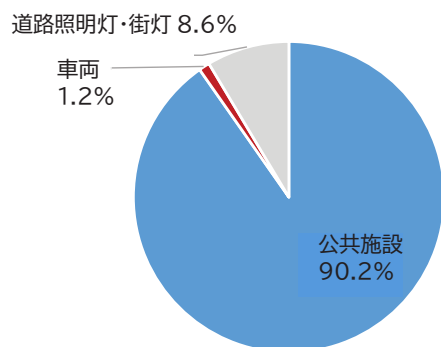
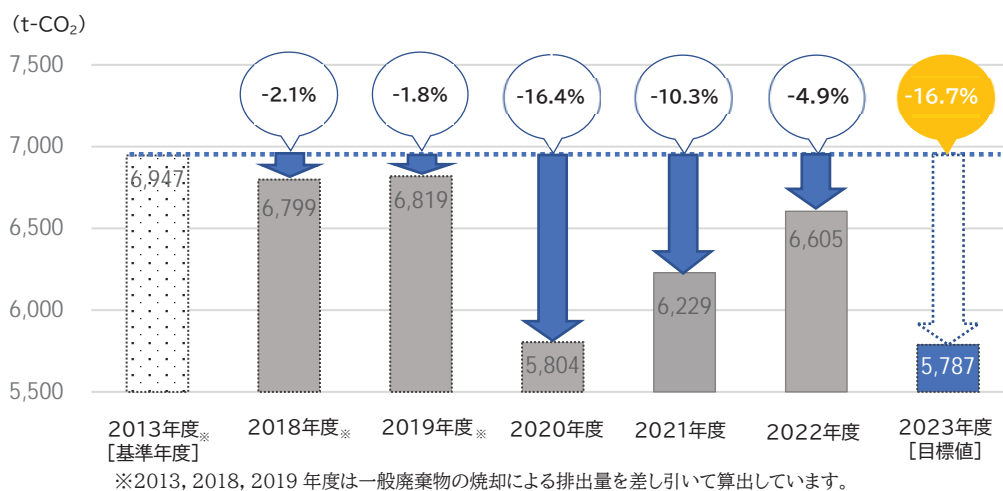


図 2-1 温室効果ガス排出量の推移・内訳

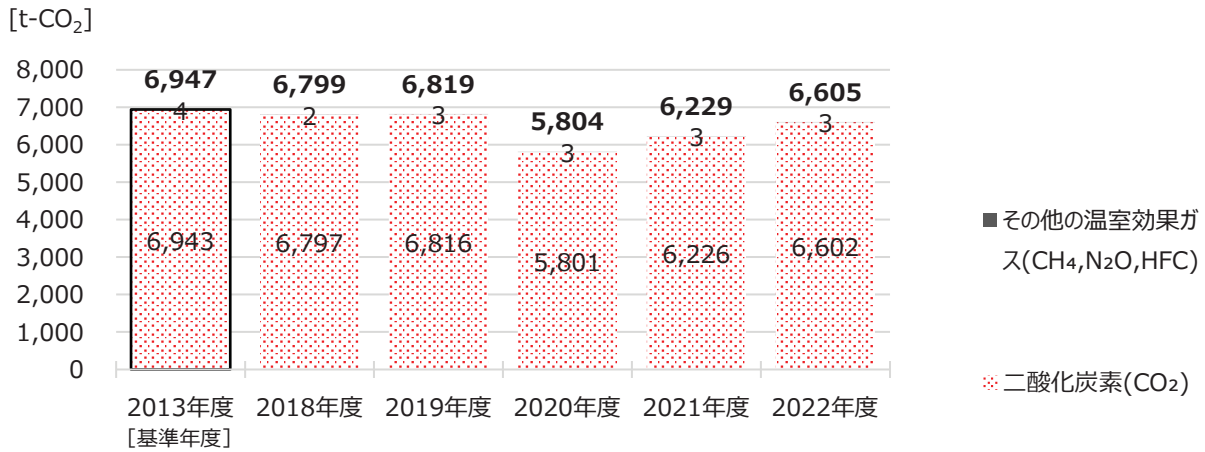


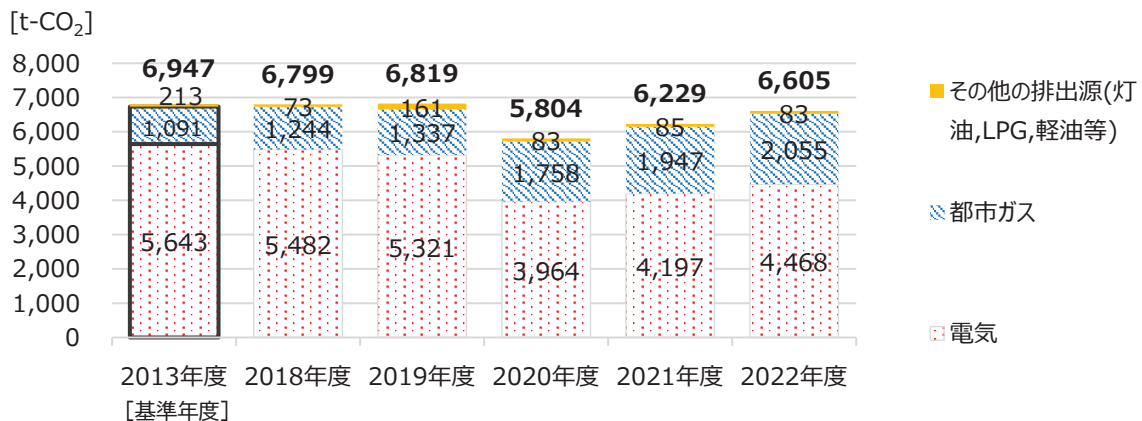
図 2-2 温室効果ガス排出量(ガス種類別)

(2) エネルギー別温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量

2022年度の温室効果ガス排出量においては、電気と都市ガスの2項目で全体の98%以上を占めています。過去5年間の傾向としては、2019年度までは増加し、2020年度に減少に転じ、2021年度から再び増加しています。

なお、大きく減少した2020年度の主な要因として、清掃工場の稼働停止による電気使用量の減少が挙げられます。このほか、2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けています。

エネルギー等 種別	2022年度			基準年度排出量【2013年度】		
	使用量	排出量 (t-CO ₂)	構成比	使用量	排出量 (t-CO ₂)	構成比
電気(kWh)	10,067,635	4,467.7	67.6%	10,770,147	5,643	81.2%
都市ガス(m ³)	921,303	2,054.5	31.1%	503,954	1,091	15.7%
灯油(ℓ)	36	0.1	0.0%	27,257	68	1.0%
その他(LPガス(kg)等)	2,120	6.4	0.1%	10,690	32	0.5%
車両(燃料(ℓ))	30,909	76.1	1.2%	46,912	113	1.6%
合計		6,604.8	100%		6,947	100%

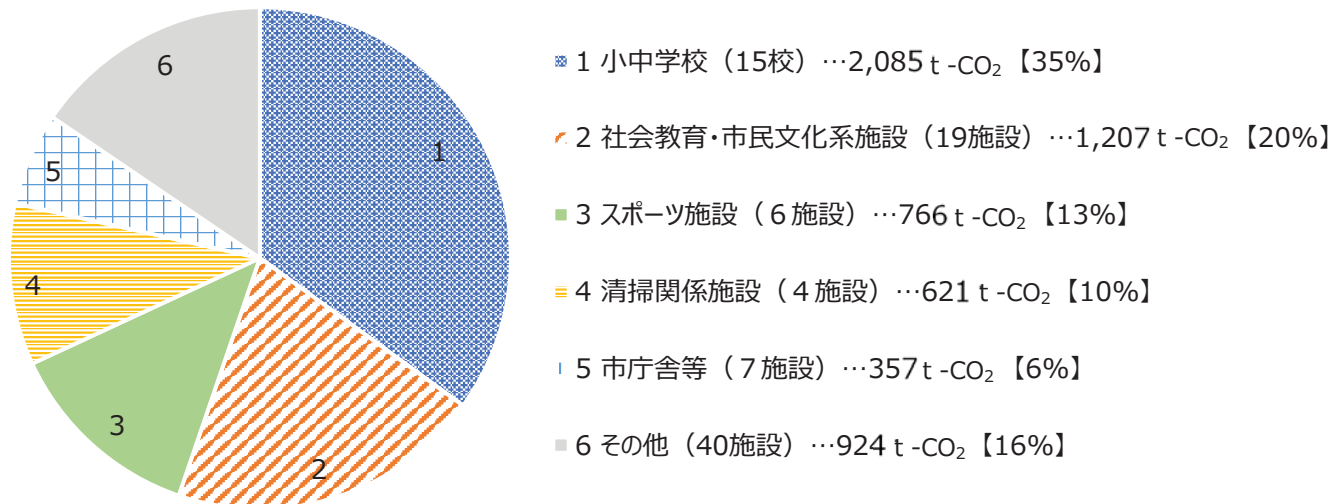


※ 表・グラフ内の数値は端数処理の関係上、合計の値と一致しない場合があります。

図 2-3 エネルギー別温室効果ガス排出量

(3) 施設系統別の温室効果ガス排出量の割合【参考】

施設により、必要となるエネルギーの種類や量は異なります。本市の公共施設における、2022年度の温室効果ガスの排出量の割合を施設の系統別に、以下に示しました。



※公共施設による温室効果ガス排出量のみを集計対象としています。また、端数処理の関係上、合計の値が一致しない場合があります。

図 2-4 施設系統別の温室効果ガス排出量(2022年度)

2-2 温室効果ガスの排出削減等のための取組の進捗状況

第四次計画においては、ソフト対策として省エネルギー・省資源の取組を、ハード対策として設備改修等に伴う省エネルギーなどの推進を、更なる取組として地球温暖化の影響への備え、職員等への意識啓発・研修を、温室効果ガスの排出削減等のための取組として位置付けています。各項目の取組状況については以下のとおりです。

(1) 省エネルギー・省資源の取組

項目		2018年度	2022年度	増減
1) 電気使用量の削減	電気使用量(kWh) ^{※1}	10,734,622	8,821,003	17.8%減
2) ガス使用量の削減	都市ガス(m ³)	574,716	921,303	60.3%増
	LPガス(kg)	4,555	2,120	53.5%減
3) 庁用車の燃料使用量の削減とエコドライブの実践	走行距離(km)	309,334	249,597	19.3%減
	燃料給油量(ℓ)	38,471	30,909	19.7%減
4) 水道水の使用量の削減	水道使用量(m ³) ^{※2}	203,699	161,471	20.7%減
5) コピー用紙の使用量の削減	複写・印刷枚数(枚)	13,044,575	9,037,386	30.7%減
6) グリーン購入の推進	グリーン購入の調達率 90%以上の割合	85%	100%	15ポイント増
7) 省資源・リサイクルの推進	不要な事務用品等の 他課へ譲渡実施率 ^{※3}	—	72%	—

※1 公共施設のみを使用量

※2 公園の使用量は除く

※3 2023年度に実施した職員アンケートにおいて上記の項目を、「常に行っている」、「たいてい行っている」を合計した割合

(2) 設備改修等に伴う省エネルギーなどの推進

項目		2018年度	2022年度	増減	
1) エネルギー効率の高い機器の導入	LED化率	公共施設 (屋内天井)	—	35%	—
		街灯	—	98%	—
		道路照明灯	—	58%	—
2) 庁用車への低公害車の導入	低公害車導入率 ^{※1}	6%	12%	6ポイント増	
3) 再生可能エネルギー機器の導入	公共施設における太陽光発電 機器設備容量	18.932kW	18.932kW ^{※2}	±0%	

※1 特殊車両は除く

※2 2024(令和6)年度に新庁舎, 小学校2校に導入予定

(3)地球温暖化の影響への備え

項目	2018年度	2022年度
公共施設等における涼み処設置施設※1	27施設	20施設
グリーンカーテン実施施設※2	13施設	5施設

※1 そのほか市内協力店舗等に設置(2018年度:29店舗, 2022年度33店舗)

※2 まちづくり計画課における公共施設グリーンカーテン用種子配布施設数

(4)職員等への意識啓発・研修

項目	2022年度
職員を対象とした研修の実施	1回

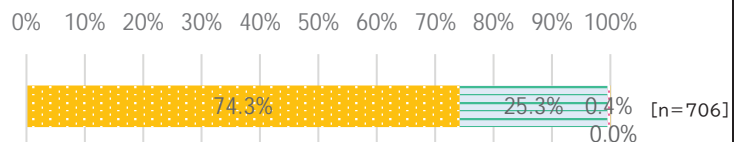
【参考】第四次計画に掲げる取組に係る職員実施状況

第四次計画で位置付けた「温室効果ガス排出削減等のための取組」について、個人単位の取組状況を調査するため、17項目の環境配慮行動の実施について職員アンケートを行いました。「常に行っている」と「たいてい行っている」を合わせた『実施率』は、いずれの項目も6割以上であり、全庁的に省エネルギー・省資源に取り組んでいます。

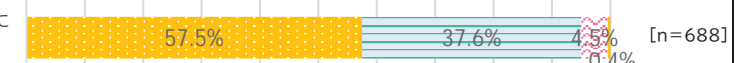
○実施率の高い取組

- 常に行っている
- たいてい行っている
- ❖ あまり行っていない
- 全く行っていない

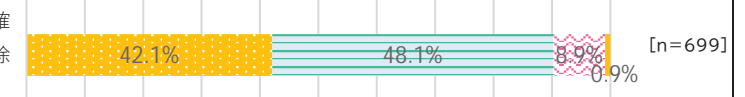
使用可能なクリップ等の事務用品は積極的に再利用している。
【実施率99.6%】



手洗い等の際は、節水を意識して水の出しっ放しがないようにしている。
【実施率95.1%】



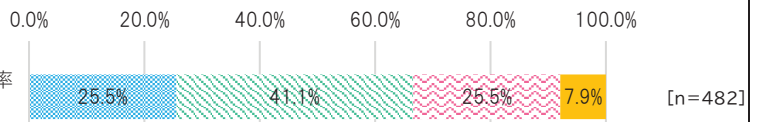
パソコンから印刷する際は、事前に印刷プレビューで内容を確認するほか、複合機のメニューにより不要な印刷ジョブを削除するなど、印刷ミスを防止に努めている。
【実施率91.6%】



○実施率の低い取組

- 常に行っている
- たいてい行っている
- ❖ あまり行っていない
- 全く行っていない

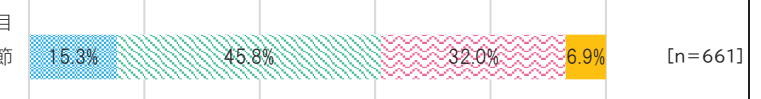
水曜日のノーカーデーは、車の利用を控えている。
【実施率66.6%】



給湯器の設定温度は、季節や用途に応じて低めに設定している。
【実施率62.5%】



執務室の室内温度は実際の室温で、冷房28℃、暖房19℃を目安にし、温度計で実際の温度を確認しながら、的確に温度調節している。
【実施率61.0%】



※回答割合の算出において、無回答及び非該当を除いています。

第3章 計画の基本的事項

3-1 計画の目的

本計画は、市が市内の一つの事業者として、地球温暖化防止対策として実施する取組の目標や方向性等を定め、本市の目指す2050年温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現に寄与するとともに、市が率先的に地球温暖化対策に取り組むことで、市民や市内事業者の模範となることを目指すものです。

3-2 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、国の地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に即して、本市の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量削減等のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画〔事務事業編〕)として策定するものであり、国分寺市環境基本条例(平成16年条例第21号)に基づき策定する、国分寺市環境基本計画に掲げる望ましい将来像を実現するための地球環境分野の個別計画です。

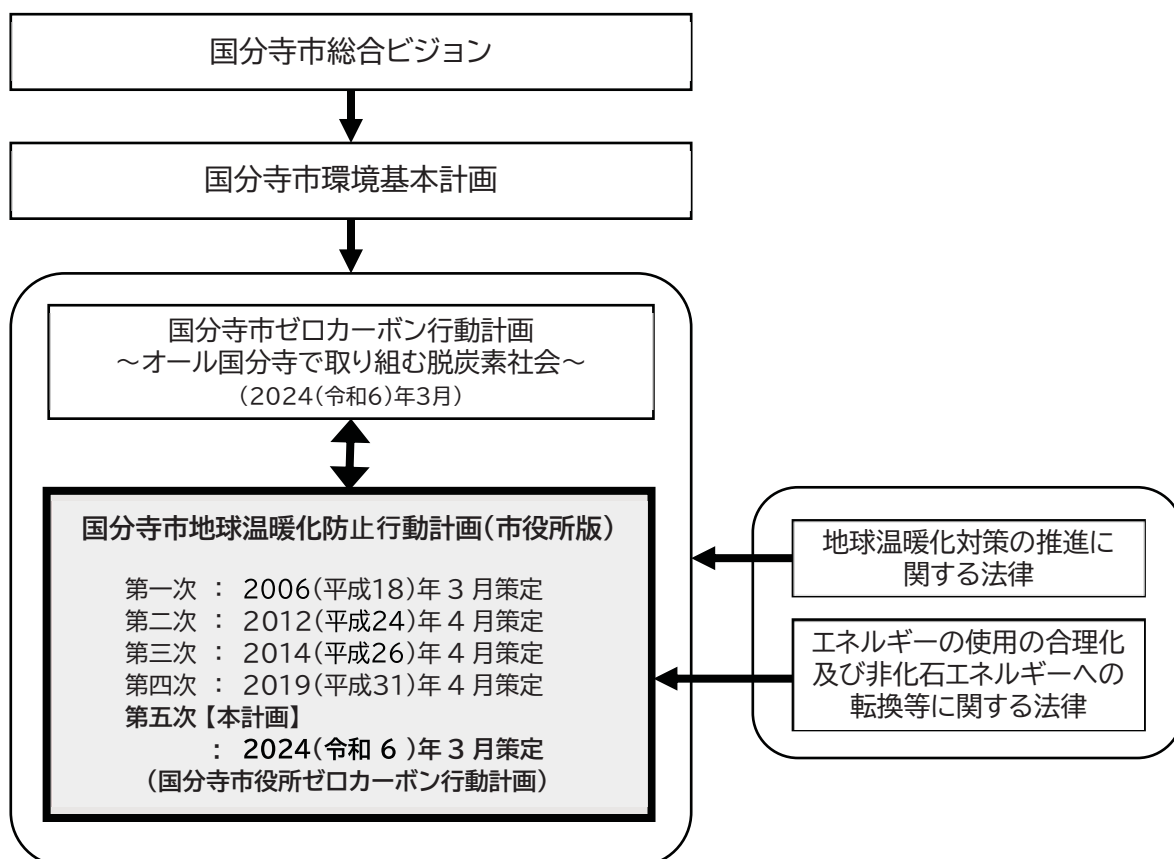


図 3-1 本計画の位置づけ

3-3 対象とする活動

本計画の対象となる活動は、市の事務・事業に関する全ての活動です。

なお、一般廃棄物の焼却による排出量については、浅川清流環境組合で排出量を算出するため、本計画においては、対象外とします。

また、指定管理者制度導入施設については対象施設に含め、受託者等にも必要な措置を講ずるよう要請します。市の事務事業が行われている施設に民間事業所が入所している場合(例:いずみプラザ)は、市の事務・事業を行う部分のみを対象とします。

3-4 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる以下の7種類のうち、市の事務・事業から排出される、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類の4種類とします。

温室効果ガス	主な発生源	算定対象
①二酸化炭素(CO ₂)	燃料の使用, 他人から供給された電気の使用, 他人から供給された熱の使用	○
②メタン(CH ₄)	車両の走行による燃料の使用など	○
③一酸化二窒素(N ₂ O)	車両の走行による燃料の使用など	○
④ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	カーエアコンの使用など	○
⑤パーフルオロカーボン類(PFCs)	半導体の製造プロセスなど	×
⑥六フッ化硫黄(SF ₆)	電気の絶縁体など	×
⑦三フッ化窒素(NF ₃)	半導体の製造プロセスなど	×

3-5 計画期間

本計画の期間は、2024年度から2030年度までの7年間とします。温室効果ガス排出量の基準年度及び目標年度として、2050年度を、カーボンニュートラル達成を目指す「長期目標年度」と位置づけ、この中間段階に当たる2030年度を、本計画を通じた取組で達成すべき「中期目標年度」と位置づけます。

なお、国の地球温暖化対策の動向、脱炭素技術の向上といった社会変化等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

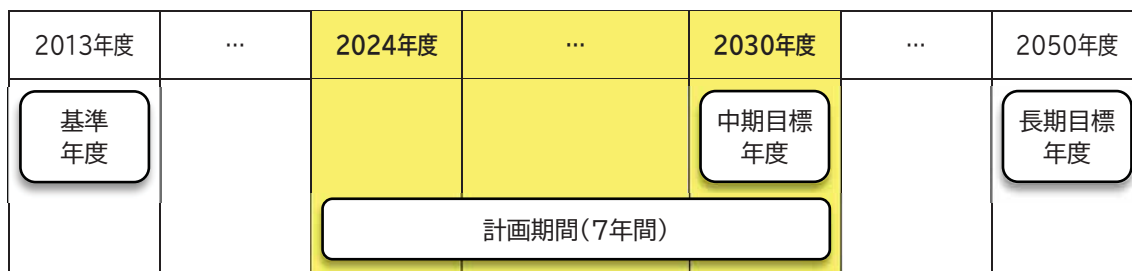


図 3-2 計画期間

3-6 計画策定の視点

地球温暖化をめぐる動向や社会状況、本市の地球温暖化対策の進捗状況等を踏まえ、以下の視点により、計画の策定を行います。

■ 地球温暖化をめぐる動向や削減目標への対応と持続可能な社会経済の実現に向けて

パリ協定締結後、カーボンニュートラルの実現は、世界共通の目標となっています。本市においても、ゼロカーボンシティとして2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを表明しました。国や東京都が掲げる2030年度の削減目標の達成、長期目標である脱炭素社会やゼロエミッションの実現、地球温暖化をめぐる国内外の動向を踏まえた、市の事務・事業における削減目標を設定し、目標達成のための取組を推進します。

また、地球温暖化の影響は、種の絶滅や生息・生育域の移動、減少、消滅など、生物多様性の損失等につながるとして、相互の関連性について指摘されています。

わたしたちの社会は、様々に自然環境の恩恵を受け、成り立っています。市政運営も社会経済活動の一端として、地球環境に負荷を与えることを認識し、環境・経済・社会の統合的向上を推進し、持続可能な社会経済の実現を目指す世界的な動向を踏まえ、カーボンニュートラル・サーキュラーエコノミー(循環経済)・ネイチャーポジティブ(自然再興)の視点を踏まえ、地球温暖化対策に取り組むとともに、脱炭素経営による市政運営に取り組む計画とします。

■ ゼロカーボン行動計画との連携・整合

本市の全域を対象とした地球温暖化対策に係る計画である、ゼロカーボン行動計画では、計画の実施主体を市民、事業者、市の三者とし、各主体がそれぞれ相互に連携・協働し、関連し合うことで一丸となって取組を推進し、オール国分寺で目標を達成することを基本理念の一つとしています。

市は、市民、事業者の模範となるべく率先的に地球温暖化対策に取り組むことで、ゼロカーボンシティの実現、更にはGXの推進に寄与する計画とします。

■ 省エネ化の推進・再生可能エネルギー等の率先的な導入

温室効果ガス排出量の削減に当たっては、建物・設備におけるエネルギー使用量を削減するとともに、使用するエネルギーの脱炭素化を推進していくことで大きな効果が得られることが期待できます。

省エネルギー化の推進に当たっては、設備・機器の更新時期や新規導入、既存施設の改修時期には省エネルギーの観点を取り入れ、エネルギー効率の優れた、環境負荷の少ない建物・設備へと更新していくことを推進する計画とします。

また、公共施設の新築の際には、ZEB化の視点を取り入れた検討を行うことを推進する計画とします。

再生可能エネルギー等の率先的な導入に当たっては、太陽光発電機器を始めとした設備の導入や再生可能エネルギーの優先調達、カーボンニュートラルLNG[※]等の脱炭素化したガスなど、施設の状況に応じた手法を検討し、市内公共施設においてエネルギーの脱炭素化を推進する計画とします。

※カーボンニュートラルLNGの用語説明については、P.15に記載

第4章 計画の目標

4-1 削減目標

長期目標

2050年までに、市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指します。

パリ協定採択後、温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現は世界共通の目標となっており、我が国も、また東京都においても、2050年までのカーボンニュートラル実現を目標に掲げています。

本市においては、市内全体の温室効果ガス排出量の削減について定めた、ゼロカーボン行動計画において、同様に2050年までのゼロカーボンシティの実現を目標としており、本計画においても連携して取組を推進していくことから、2050年までに、市の事務・事業により排出される温室効果ガスを実質ゼロとすることを目指します。

中期目標 (計画期間内)

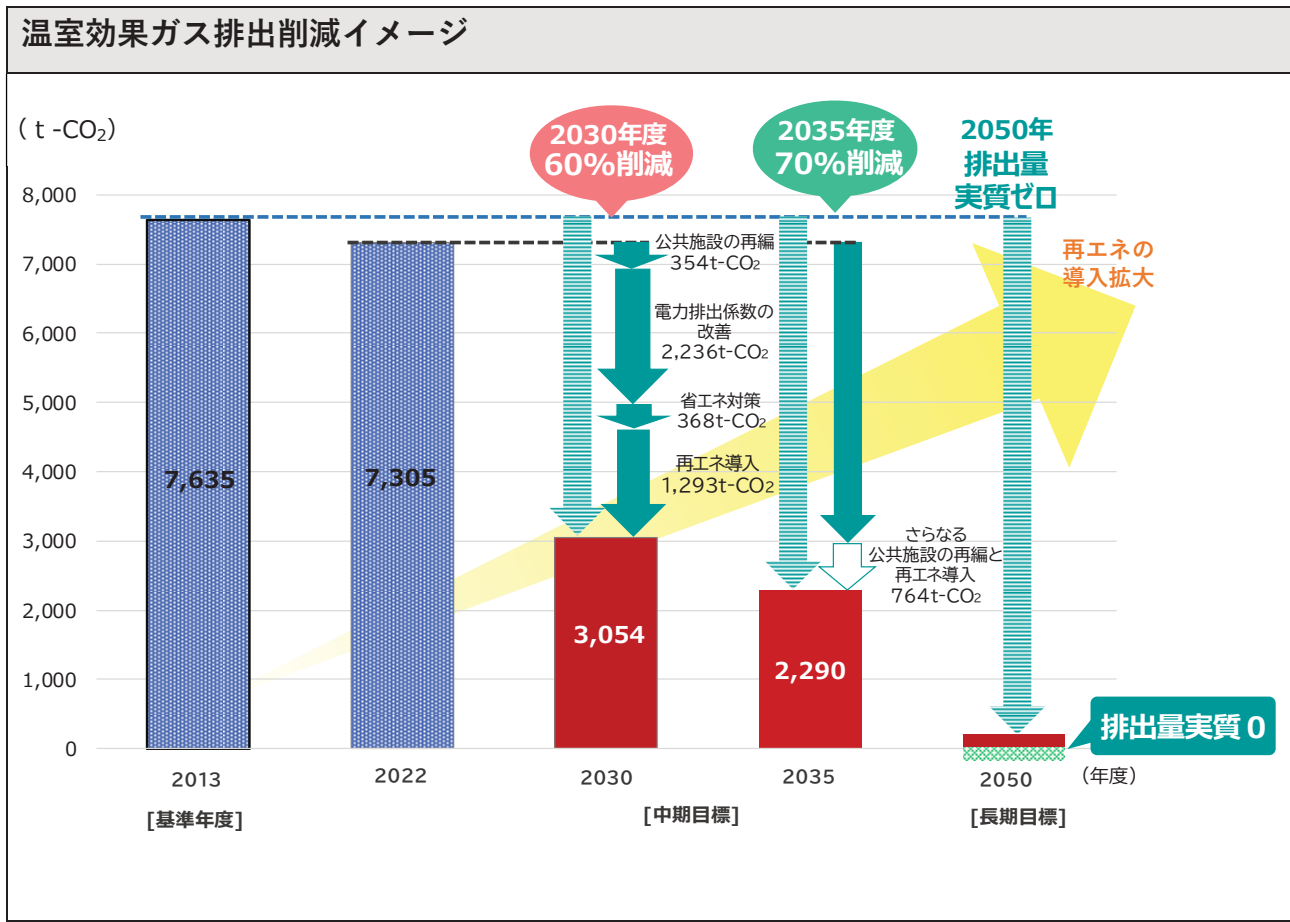
2030年度において、市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量を2013年度比で60%削減します。
また、2035年度、2013年度比70%削減に向けて、意欲的に取組を進めます。

2030年度における「業務その他部門」の目標値は、国においては2013年比51.1%削減、東京都においては、2000年比約45%削減と設定されています。こうした状況を踏まえるとともに、本市の市域全体を対象としたゼロカーボン行動計画に掲げる、2030年度までに市域の温室効果ガス排出量を2013年度比50%削減、さらに高みを目指して60%削減するという目標に、市内の事業者の一つとして率先的に行動し、目標達成に寄与するため、本計画においては2013年度比で60%削減することを目指します。さらには、加速的に取組を進めるため、2035年度、2013年度比70%削減に向けて積極的に行動していきます。

削減目標に係る数値

区分	基準(t-CO ₂)※	目標	
		削減目標	排出量(t-CO ₂)
長期目標 2050年まで	7,635 【2013年度】	—	実質0
中期目標 2030年度		60%	3,054
2035年度		70%	2,290

※温室効果ガス排出量は、公園灯等を対象に加え再算定しています。



※温室効果ガス排出量は、公園灯等を対象に加え再算定しています。

※省エネ対策(368t-CO₂)は照明のLED化と公用車の次世代自動車化を合計した値です。

【参考】温室効果ガスの削減ポテンシャルの算出

温室効果ガスの削減目標を検討するに当たり、温室効果ガスの排出量に影響を与える社会動向や、本市が行う削減対策のうち、定量的に算出可能なものを削減ポテンシャルとして算出しました。

以下の表のほか、70%削減に向けて、更なる公共施設の再編と再生可能エネルギーの導入により温室効果ガスの排出削減を目指します。

削減要因	削減量(t-CO ₂)
公共施設の再編	354
電力の排出係数の改善	2,236
照明のLED化	325
公用車の次世代自動車化	43
再生可能エネルギー導入	1,293
計	4,251

第5章 温室効果ガスの排出削減等のための施策・取組

5-1 施策

目標達成に向け、以下を施策とし、市の事務・事業における地球温暖化対策を推進します。

施策 1 再生可能エネルギー等の導入

本市の温室効果ガス排出量を削減するためには、使用するエネルギーを、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー等に転換し、エネルギーの脱炭素化を推進していくことが重要です。

太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入を進めるとともに、再生可能エネルギー由来電力や脱炭素化したガスの優先調達等、エネルギーの脱炭素化を推進していきます。

施策 2 環境に配慮した建物や設備の整備

日々の省エネルギー行動が更に大きな効果を発揮するためには、建物の断熱性能を高めることや、使用する設備・機器を省エネルギー性能の高いものに転換することなど、エネルギー効率を高め、建物や設備の省エネルギー化を進めることが必要です。環境に配慮した建物や設備の整備を進め、エネルギーの使用量の削減を進めていきます。

あわせて、木材の多面的な機能を地球温暖化対策にいかすため、公共施設における緑化推進や木材の利用、また広域連携によるカーボンオフセットを推進します。

施策 3 環境負荷に配慮した移動手段の利用推進

事務・事業を遂行する上では、日常的に移動を伴います。移動における温室効果ガス排出量を削減するためには、車両からの排出量の抑止に加えて、公共交通や自転車、徒歩での移動に転換していく必要があります。また、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さないZEVの普及促進、利用環境の整備などを進めていく必要があります。

庁用車のZEV化など、環境負荷に配慮した移動手段の利用を推進します。

施策 4 脱炭素経営の視点を取り入れた市政運営と職員の率先行動

今後、市の事務・事業において温室効果ガス排出量の削減を行っていくためには、市政運営に脱炭素経営の視点を持って取り組み、あらゆる施策を、脱炭素を始め、環境配慮の視点を持って取り組んでいくことが重要です。組織全体に脱炭素の視点を取り込むとともに、職員一人ひとりが日常業務の中で脱炭素型スタイルを選択・実践し、業務の検討や行動を行うことができるよう、職員の意識向上を図り、職員の率先行動につなげていきます。

5-2 具体的な取組

施策 1 再生可能エネルギー等の導入

取組 1-1 : 再生可能エネルギー等の優先調達

一定のエネルギー需要を満たしつつ、温室効果ガス排出量の削減を推進するため、排出係数がゼロ又は実質再生可能エネルギー100%の電力やカーボンニュートラルLNG※等の脱炭素化したガスの公共施設への導入を推進します。

※天然ガスの採掘から燃焼に至るまでの工程で発生する温室効果ガスを、CO₂クレジットで相殺(カーボンオフセット)し、地球規模では、この天然ガスを使用してもCO₂が発生しないとみなされる液化天然ガス(LNG)のこと。(参考:東京ガス株式会社ホームページ)

取組1-2 : 再生可能エネルギー設備の導入

太陽光発電設備や熱利用による再生可能エネルギーの設備等、先端技術の情報を収集し、施設の新設や更新、長寿命化等大規模改修の際には、設備の導入について検討します。また、併せて既存施設における導入も検討していきます。

また、太陽光発電設備を導入する際は、併せて蓄電池の導入を検討する等、更なる消費エネルギー効率の向上策も検討していきます

なお、導入に当たっては、費用負担の軽減が見込める手法について検討していきます。

○取組の進捗を把握するための指標

指標	現状値(2022年度)	目標(2030年度)
電力における再生可能エネルギー導入率(新庁舎)	—	100%
電力における再生可能エネルギー導入率(既存施設)	0.26%	60%

【参考】市内公共施設における再生可能エネルギーの導入について

●本市の公共施設に設置している再生可能エネルギー利用設備として、市内3施設に太陽光発電設備を設置しており、これらの年間発電量は約23,000kWhです(2022年度)。そのほかにも、太陽光により発電して点灯するソーラー式街路灯などを導入しています。

●本市の地理的条件等を踏まえると、再生可能エネルギーの大規模施設などの導入は困難であり、屋根置き型太陽光発電設備の設置や小売電気事業者が提供する再生可能エネルギー電力の導入が有効と考えられます。これらの利用により、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進していきます。



市立第四小学校設置パネル

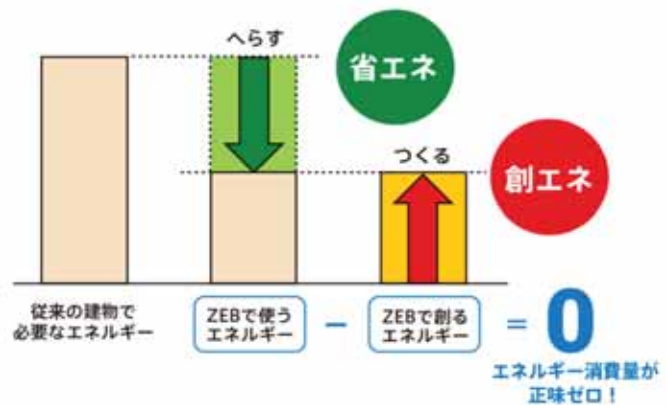
施策 2 環境に配慮した建物や設備の整備

取組 2-1 : 建物のZEB化の検討

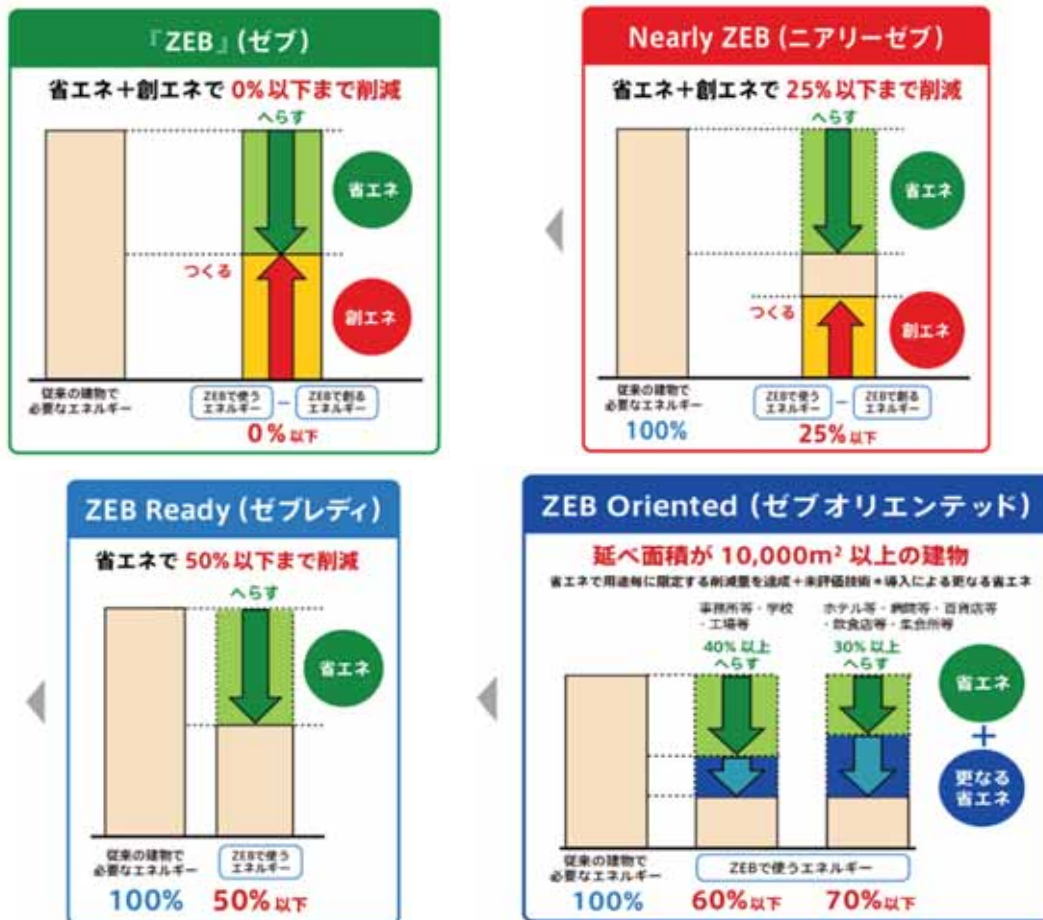
公共施設を新築する際は、建物のエネルギー効率について原則「ZEB Ready」以上の認証取得を目指します。また、既存施設を改修する際は、長寿命化といった観点だけではなく、断熱化や省エネルギーの観点も踏まえて改修を行い、「ZEB Ready」に近づけるよう努めます。

【参考】ZEBとは？

- Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物のことです。省エネと創エネにより、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにします。



- ZEBはゼロエネルギーの達成状況に応じて、4段階に分けて定義されます。



出典:環境省 HP「ZEB PORTAL [ゼブポータル]」

取組 2-2 : 照明のLED化

既存及び新築の公共施設において、エネルギー効率のよいLED照明を原則的に導入していきます。そのほか、公園等の街灯や道路照明灯などの屋外の照明についても、LED照明や太陽光パネルを活用した環境に配慮した照明への転換を推進していきます。

取組 2-3 : 高効率エネルギー機器への更新

導入後に一定期間経過した、空調、給湯、OA機器等のエネルギー設備は、設備機器の改修や更新の機会を捉え、エネルギー効率の高いものに積極的に更新していきます。

取組 2-4 : 公共施設におけるグリーンインフラ・木材利用及びカーボンオフセット事業の推進

緑は、二酸化炭素の吸収作用や雨水の貯留・浸透、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など、多面的な機能を有しており、これらの緑等の自然環境の持つ多様な機能をまちづくりに取り入れ、十分にいかしていくことが重要です。また、緑等の自然環境の機能が発揮されるには、適切な維持管理が行われる必要があります。

公共施設の整備においては、緑等の自然環境の持つ多様な機能をいかすグリーンインフラの整備を推進します。

また、本市の緑地は限られたものであることから、吸収源対策には森林資源の豊富な地域と広域的に連携して取り組む必要があります。木材の利用及び伐採後の植林という森林の循環が持続的に行われるよう、公共施設における木材の利用の推進を図るとともに、連携先自治体の森林を整備し、市から排出される温室効果ガスを相殺する、カーボンオフセット事業を推進します。

取組 2-5 : 有効な対策や先端技術の情報収集と活用に向けた検討

創エネルギーや省エネルギー、二酸化炭素の吸収といった地球温暖化対策に係る技術等は、技術開発の進展や社会動向により、日々更新されています。職員それぞれが、温室効果ガス排出量の削減、脱炭素社会実現の視点を持ち、情報を収集するとともに、本市の特性をいかした技術等の活用について検討を進めます。

○取組の進捗を把握するための指標

指標	現状値(2022年度)	目標(2030年度)
ZEB Ready 認証を取得する公共施設数	1施設	3施設
公共施設のLED化率※	35%	100%

※屋外施照明を除く。

施策3 環境負荷に配慮した移動手手段の利用促進

取組 3-1 : 公用車の次世代自動車化

車の走行やカーエアコンの使用により、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類といった排出ガスが発生します。

そのような中で、走行時に二酸化炭素等の排出ガスをほぼ出さない ZEV(電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)) が注目されています。

本市においても、新規に購入する公用車は、特殊車両を除き、ZEVを基本とします。ただし、災害発生に伴う停電を想定し、一部をハイブリッド自動車(HV)とし、特殊車両を除く全ての自動車を、HV を含めた次世代自動車とするよう推進していきます。

また、公用車を使用する際は、ZEVを優先的に使用するとともに、目的地や目的等により、徒歩や自転車の使用を推進していきます。

○取組の進捗を把握するための指標

指標	現状値(2022年度)	目標(2030年度)
公用車における次世代自動車(EV, PHV, FCV, HV)の導入率※	12%	100%
公用車における ZEV(EV, PHV, FCV)の導入率※	7%	50%以上

※特殊車両を除く

【参考】ZEV・次世代自動車とは？

- 走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない車をZEV(ゼロエミッション・ビーグル)と呼びます。電気自動車(EV)及び燃料電池自動車(FCV)に加え、電気での走行時に排出ガスを出さないプラグインハイブリッド自動車(PHV)もZEVに分類されます。自動車による、温室効果ガスの排出や大気汚染問題、騒音問題の解決が期待できるだけでなく、EV・PHVは非常時の電源確保などの機能も有しています。
- 次世代自動車とは、ZEVのほか、ハイブリッド自動車(HV)などの環境に配慮された車が分類されます。

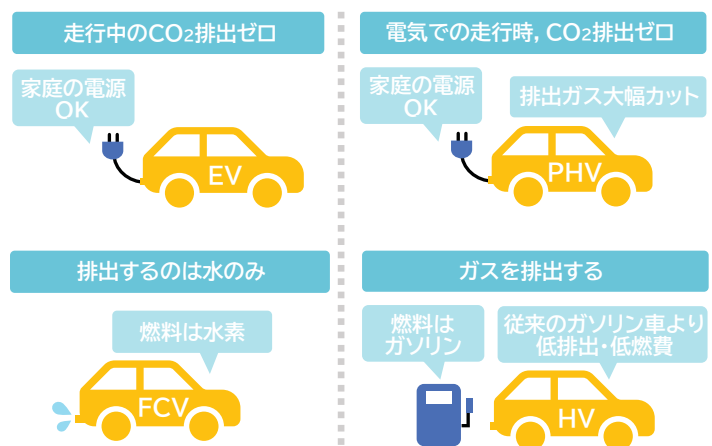


図 次世代自動車の種類

(資料)「第5次エネルギー基本計画」(平成30年7月閣議決定)、東京都ホームページ「ZEVの導入」、一般社団法人次世代自動車振興センター「クリーンエネルギー自動車とは？」をもとに作成

施策4 脱炭素経営の視点を取り入れた市政運営と職員の率先行動

○脱炭素型ビジネススタイルへの転換

地球温暖化対策を推進するためには、職員の日々の行動を脱炭素型スタイルへと転換していくことが大切です。環境省では、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、「デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)」を開始しており、本市でもこの呼びかけに賛同し、2023年10月にデコ活宣言を行っています。

脱炭素型スタイルを日々の行動に取り入れた、職員の率先した脱炭素型スタイルへの転換を促進していきます。

職員が日常業務の中で実践していくべき行動の例

■エネルギーの削減

- ・空調や照明の適切な使用
- ・OA機器の適切な管理
- ・公用車のエコドライブの実施
- ・クールビズ、ウォームビズの実施

■廃棄物の削減

- ・ペーパーレス化
- ・事務用品等は可能な限り再利用をし、不要な物は他部署での再利用を行う。
- ・使い捨てプラスチック製品の使用の削減
- ・水筒、マイ箸の利用

■緑化の推進

- ・公共施設におけるグリーンカーテン等緑化の推進

○グリーン購入の推進と今後の展開

本市では、これまでも国分寺市グリーン購入基本方針に基づき、原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境負荷の少ない環境物品等の優先調達を継続して進めてきました。今後も継続してグリーン購入を推進し、社会全体における環境負荷の低減に寄与します。

また、社会的にはサプライチェーン全体での排出量の算定・報告基準の整備やカーボンフットプリントといった製品単位の排出量の見える化が進められています。これらの動向を注視し、社会状況等に応じた環境負荷の少ない環境物品の調達等の推進手法について、検討を進めます。

○脱炭素の視点を持った業務改革と広域連携・公民連携の取組の推進

事業者による脱炭素に係る様々なイノベーションの創出に向けた、連携意欲の高まりをいかし、公民連携を積極的に活用するとともに、自治体間による広域連携も含めた連携体制の構築に努め、業務改革の実現につなげていくよう努めます。

また、業務改革の一環として、組織としてゼロカーボンシティの実現やGXに取り組む体制の整備などを検討し、脱炭素経営の視点を持った市政運営を進めていきます。

○職員の率先行動を促進するための意識啓発

職員の率先行動を促進するため、職員が温室効果ガス排出量の削減、脱炭素社会の実現の視点を持つことができるよう、様々な機会を通じ、意識向上のための啓発に取り組めます。

第6章 計画の推進

6-1 庁内の推進体制

国分寺市グリーントランスフォーメーション推進本部のもと、各所管課及び施設管理者と連携して計画の進行管理を行います。

また、指定管理者によって管理されている施設や公設民営の施設については、当該施設の所管課が、施設管理者に対し、協定・契約締結時及び定期的な報告時などの機会において温室効果ガス削減に取り組むよう協力を要請します。

6-2 実施状況の点検体制

本市の環境マネジメントシステム運用規定(平成18年訓令第12号)に基づき、毎年度、実施状況を確認し、評価点検を行います。

これらの評価点検の結果等に基づき、必要に応じて、見直しを行います。

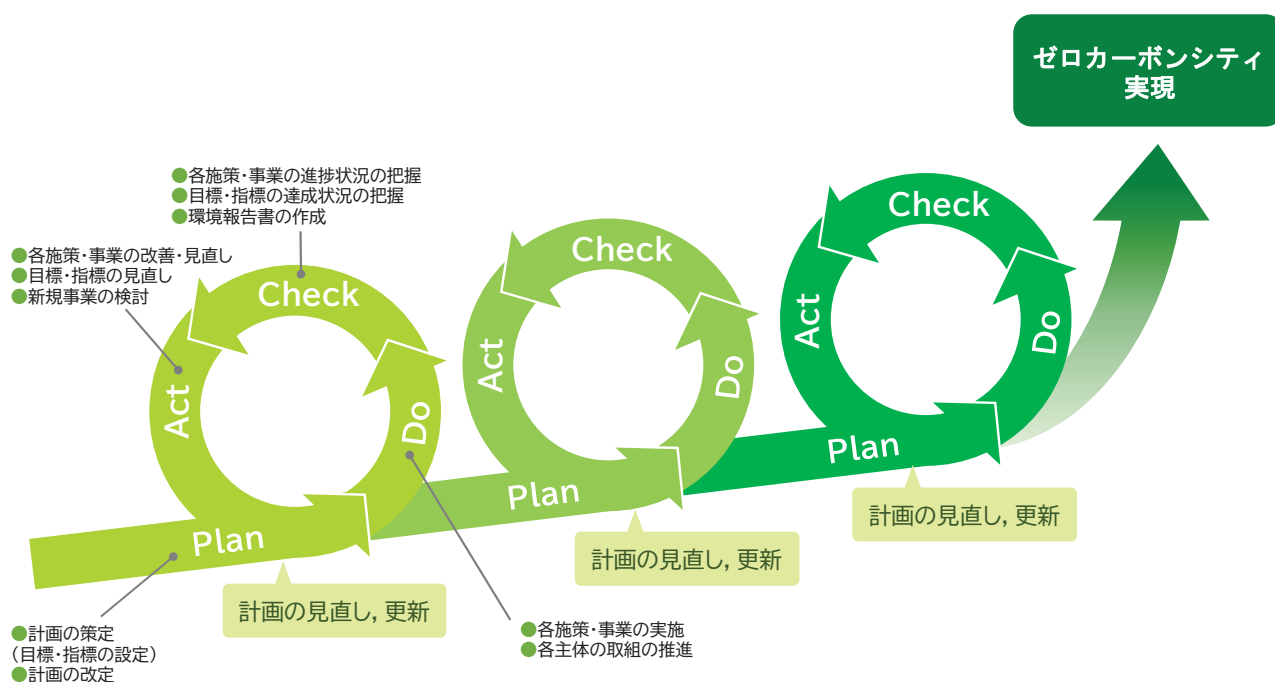


図 6-1 評価点検のイメージ

6-3 取組の公表

温室効果ガス排出状況や地球温暖化対策の取組状況については、毎年度市が発行する環境報告書や市のホームページ等で公表します。

国分寺市役所ゼロカーボン行動計画
(第五次国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）)

発行日：令和6年3月

発行：国分寺市

編集：まちづくり部まちづくり計画課

